

岩手県告示第911号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成21年12月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 解除予定保安林の所在場所 久慈市大川目町第11地割67の22
- （2） 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- （3） 解除の理由 道路用地とするため
- 2（1） 解除予定保安林の所在場所 久慈市大川目町第11地割57の501、67の22
- （2） 保安林として指定された目的 公衆の保健
- （3） 解除の理由 道路用地とするため